

第3号議案 資格登録制度・同更新制度の改定について

資格登録更新制度は、2012年4月1日から2回目の更新期間に入っており、2017年3月31日に期間満了日を迎えます。2017年4月以降の制度のあり方について、昨年8月プロジェクトチームを編成し検討を行ってきました。その検討結果を以下に取りまとめましたので、会員の皆様のご理解をお願いします。

なお、現在進行中で、2017年3月末に期間満了を迎える本制度は、これまで通りの内容で更新手続きを実施しますので、念のため申し添えます。

1. 結論

(1) 資格登録更新制度を次のように改めます

- ① 会員の資格登録期間は、入会日から起算して5年間とし、登録期間中に、1日(6時間)の更新研修を受講することにより資格登録を更新できる。
- ② 本部・支部等で、1日6時間以上の自己研鑽のための研修(ポイントが認められたものに限る)を受講した者は、更新研修が免除され、資格登録が更新される。
- ③ 現行のポイント制度は、資格登録更新とは切り離し、産業カウンセラーが能力向上のために自己研鑽ができる制度に改める。
- ④ 更新制度およびポイント制度改定の詳細は、今後担当部で検討を行い来年度の総会に提案する。

(2) 制度改定の理由

- ① 協会の会員の状況を見ると、産業カウンセラーとしての資格取得後、時間の経過とともに、働く環境が変化するなどの理由により、産業カウンセラーとしての活動を全くやっていない会員が4割弱存在します。
(2009年会員アンケート調査より)このような会員は、業務上産業カウンセリングに携わることがないため、自己研鑽もほとんど行なわないのが実状です。しかし、協会には何らかの魅力を感じて、会員としての資格を継続しているものと思われます。
- ② 一方、産業カウンセラーとして現にカウンセリング業務等に携わっている人もいます。この人たちは、社会の負託に応える観点からも日常的に研鑽が求められています。
- ③ 現行制度の問題点は、こういう両極に分かれる人々、すなわち、産業カウンセラーとして、実践的に活躍するために必要な研鑽を常に自分に課すことが求められる人たちと、そうでない人たちとを同じ基準により資格更新させようとするところにあります。

- ④ 今回の改定は、上記①に記載した人たちに対しては、資格登録期間中最低限の研修を受講することにより、更新を認めることとします。
- ⑤ 他方、上記②に記載した産業カウンセラーとしてカウンセリング業務等に携わっている人たちに対しては、自己研鑽に応じてポイントが加算される制度に改めることとします。
- ⑥ このように、資格登録更新制度とポイント制度とを会員の活動の実態に合わせた取扱いとするよう改めます。

2. 制度発足とこれまでの経過

資格登録更新制度は、2007年4月1日から開始され、5年後の2012年3月31日に第1回目の更新を行い、続く2012年4月1日から2回目の更新期間に入っており、次は2017年3月31日に期間満了日を迎えることは冒頭に記載した通りです。

この制度は、産業カウンセラーが、実践的に活躍するために必要な研鑽を常に自分に課すこと、そしてそのことを内外に明らかにしていくことを目的として、次のような内容でスタートしました。

- ① 産業カウンセラーおよびシニア産業カウンセラーなど資格取得者を対象として資格登録を行い、資格を呼称するには資格登録を必要とする。
- ② 登録期間は原則として5年間とするが、初回登録日年度により、最短3年間、最長7年間の場合がある。
- ③ 資格登録は、産業カウンセラーおよびキャリア・コンサルタントは30ポイント、および、シニア産業カウンセラーは40ポイント（登録期間によって加算、減算がある）を取得した者、ならびに「資格更新研修」を受講した者が更新される。
- ④ 資格登録更新ポイントの対象となる研修・講座等は、協会本部および支部主催の研修、全国研大会への参加、他団体・学会等が主催する研修等で協会本部または支部で認められたもの。

以上のような内容でスタートした本制度ですが、前回（2012年3月末）の更新に際しては、2011年2月末時点での更新ポイント不足者は3,200名であり、その後2012年3月末時点でポイント不足で、退会扱いとなった会員は467名でした。その間2700名以上が更新研修等により更新されました。

2015年3月末現在の会員数は約28,000名で、そのうちポイント不足者は約18,000名となっています。現在の更新基準日から3年を経過した時点でこれだけのポイント不足者がいることは制度大きな問題があります。

3. プロジェクトチームによる検討

本制度について、制度上の大きな問題があることから、ら本部内にプロジェクトチームを編成し、2014年8月から本年3月まで合計8回にわたって検討を行いました。その中で、明らかになったことは次の点です。

- ① 多くの会員が、資格登録更新のために、5年間で30ポイントを取得するよう、支部での研修等においてその都度受講料を支払っているのに対して、そういう研修を受けずに、更新期限間近になって、1日の研修だけで（受講料は4千円）30ポイント取得でき、更新が認められるのは、制度として非常に不公平であり、不合理である。
- ② 1日だけの研修で更新を認められるのは、「産業カウンセラーが、実践的に活躍するために必要な研鑽を常に自分に課すこと、そしてそのことを内外に明らかにしていく」という本制度が目的とするところと相容れない。
- ③ しかし、だからと言って1日だけの研修を廃止し、その結果、数千人もの会員が退会扱いになってしまうというのは、協会として人的にも経済的にもダメージが大きい。

上記の問題点についてプロジェクトチームとして2度にわたり支部に対して実態調査を行い、問題点の把握に努めました。その調査の中で示された会員の意向は、おおよそ次のようなものです。

- ・ 1日だけの研修で30ポイントが付与される制度に対しては、賛成1：反対2の割合で反対意見が多かった。
- ・ 更新研修が廃止されると18,000人（2014年8月時点で）の会員が退会扱いとなってしまうことに対して、退会扱いに反対の意見と、止むを得ないとする意見とは、60対40の割合で、退会に反対する意見が多かった。

4. 制度改定の方向性について

上記の問題点を解消した上で、資格更新を行うにはどうしたら良いか、制度の方向性につき検討を行いました。

- ① 1日だけの更新研修で、30ポイントを付与する制度は、会員研修等で30ポイントを取得した人との間で不公平であり廃止すべきである。
- ② 一方、30ポイントを取得できない人を退会扱いとすることは、人的、経済的にも損失が大きい。
- ③ 資格更新のために30ポイントを要件とすることは、産業カウンセラーとしての質の担保という観点から外せないのではないか。
- ④ しかし、資格更新には30ポイントを要件としつつ1日だけの更新研修を廃止すると、多数のポイント不足者が生じることになるので、あらゆる努力をして魅力ある研修を用意する。どうしてもポイント不足の場合は、退会となることもやむを得ないとしてはどうか

以上のような観点からの考え方も、制度のあり方の一つとしてありましたが、最終的には、結論に記したように、資格更新の制度と自己研鑽のための研修制度とを切り離した制度として再スタートすることとします。

以上